

## 社会福祉法人養父市社会福祉協議会福祉総合相談所運営規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 16 号

(名称)

第 1 条 この相談所は、養父市社会福祉協議会福祉総合相談所(以下「相談所」という。)という。

(目的)

第 2 条 養父市内に居住する者に対して、電話・面接・巡回等により住民の各種相談に応じるとともに、相談等を通じて見出された課題に対して、ニーズに即した住民の生活支援、サービスの提供や関係機関との連携による対応を行うことを目的とする。

(所員)

第 3 条 相談所に、相談員 8 名を置き、互選により 1 名を主任相談員とする。

2 相談員は、会長が委嘱する。

3 相談所に保健・医療・福祉関係者、関係官公庁職員等による協力員を置くことができる。

4 相談所に事務を処理するための担当職員を置く。

(相談員の任期)

第 4 条 相談員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 相談員に欠員が生じたときの補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第 5 条 相談所の業務は次のとおりとし、相談料は無料とする。

(1) 定例相談日

八鹿支部 毎月第 1 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

養父支部 毎月第 2 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

大屋支部 毎月第 3 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

関宮支部 毎月第 4 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

(2) 巡回相談日

必要に応じて、巡回相談日を設けることができる。

(3) 連絡会

必要に応じて、連絡会を開催することができる。

(会計)

第 6 条 相談所の会計は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会一般会計において処理する。

2 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(秘密の保持)

第 7 条 所員は、相談者等の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密は厳に保持し、正当な理由なく漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。

(備付台帳)

第 8 条 相談所は、次の各号に掲げる書類を備えるものとする。

(1) 相談日誌

(2) 相談カード

(3) 連絡会記録簿

(4) 相談所文書綴

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。